

令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託に関する企画提案募集要項

令和2年11月13日

かながわ伝統芸能祭実行委員会会長 楫屋 一之

1 委託業務の名称

令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託仕様書」のとおり

3 委託契約期間

契約締結の日から令和3年3月25日(木)まで

4 委託料の上限額

5,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

5 応募資格

本企画提案の参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 「令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託に関する企画提案募集要項」に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 本事業が受ける助成金（一般財団法人地域創造「地域伝統芸能等保存事業 地方フェスティバル事業」）の助成要綱に記載された内容を確認し、それらの規定を遵守すること。
- (5) 公立文化施設や地方公共団体が主催する伝統芸能事業の制作における実績（平成29年度以降3年間）を有すること。
- (6) 公立文化施設や地方公共団体が主催する伝統芸能事業の運営に関し相当の知識・経験を有する職員を配置することができ、実施目的に沿った事業運営が可能な者であること。
- (7) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、代表者及び役員の名等々を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。

6 参加手続き

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、神奈川県ホームページ（「ホーム」※トップページ → 「教育・文化・スポーツ」 → 「教養・文化施設」 → 「美術館・芸術文化施設」 → 「県立青少年センター 文化事業のご案内」 → 「伝統芸能（かながわ伝統芸能祭）」）からダウンロードしてください。

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/dentougeinou/saijikiinfo2020.html>

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（様式1）等を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類：「参加意思表明書」（様式1）、「誓約書」（様式2）及び別紙「役員等氏名一覧表」（別紙）

イ 提出期限：令和2年11月18日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送、FAX または E-mail

エ 提出先：かながわ伝統芸能祭実行委員会事務局（文化課紅葉ヶ丘駐在事務所）

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

ア 提出書類：質問書（様式3）

イ 提出期限：令和2年11月18日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法：FAX または E-mail

エ 提出先：かながわ伝統芸能祭実行委員会事務局（文化課紅葉ヶ丘駐在事務所）

オ 回答日：令和2年11月24日（火）

(4) 企画提案書の提出

参加を希望する者は企画提案書を提出してください。

ア 提出書類：

(ア) 令和2年度かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託企画提案書（様式4）

(イ) 業務実績報告書（様式5）

(ウ) 業務実施方針・実施方法（様式6）

(エ) 業務実施体制（様式7）

(オ) 見積書（任意様式）

※ 見積書(正本)は、「かながわ伝統祭実行委員会会長」宛てとし、代表者印を押印してください。

イ 提出部数 2部（1部正本、残り1部は複写可）

※ 必要要件が的確に分かる既存資料があれば、各様式に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料（A4判）を添付することも可とします。

ウ 提出期限：令和2年11月26日（木）17時まで（必着）

エ 提出方法：郵送、FAXまたはE-mail

オ 提出先：かながわ伝統芸能祭実行委員会事務局（文化課紅葉ヶ丘駐在事務所）

7 選定方法

(1) 評価項目

企画提案書の内容に基づき書類審査を行い、最も優れた提案をした者を決定します。審査は書面で行いますので、出席の必要はありません。審査内容については、次の評価項目並びに配点のとおりとします。

評価事項	評価項目	配点
実施体制 (20点)	1 本業務を実施するに当たり、同種又は類似業務の実績が十分にあるか。（様式5）	10点
	2 業務を遂行するために適切な組織体制であるか。（様式7）	5点
	3 新型コロナウイルス感染症防止対策についても適切に考慮されているか。（様式6）	5点
提案内容 (80点)	1 本事業の趣旨及び業務内容を十分理解した上で、実現性のある具体的な提案内容であるか。（様式6）	10点
	2 「古典芸能」や「民俗芸能」といった伝統文化の持つ様々な特性を正しく理解し、その特性を活かした提案内容であるか。また、地域の伝統文化にも目が向けられた内容となっているか。（様式6）	20点
	3 子ども・青少年に対しても適切かつ効果的にアピールできる提案内容であるか。（様式6）	20点
	4 鑑賞型の取組み以外にも、ワークショップなど体験型の取組みについても考慮されているか。（様式6）	10点
	5 当日のプログラム構成及びタイムスケジュールも適切か。（様式6）	10点
	6 広報の考え方や手法は適切か。（様式6）	5点
	7 見積書の積算は妥当であるか。（任意様式）	5点
	合計	100点

*最低基準点 60点

*1項目でも0点がある場合は失格とする。

*同点の場合は、評価項目のうち「提案内容」の各項目の合計点数が高い提案を採

用します。さらに同点の場合には、審査委員が協議の上、決定します。

(2) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 法令に抵触する部分があるもの
- オ 人権に配慮されていない部分があるもの
- カ 委託料が「4」に記載の上限額を超えているもの

(3) 審査結果の通知

審査結果を踏まえて委託先を決定し、令和2年12月7日（月）までに発出します。

8 業務委託の契約手続き

委託先として決定された者は、発注者と契約を締結することとします。

なお、発注者が、この契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。

また、実際に記名押印を完了した日をもって契約締結日とします。

このため、委託先として決定され契約する場合には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

9 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、企画提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示をします。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名簿及び選定結果は公表します。
- (6) 発注者が企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その

資料等は発注者の了解無く公表又は使用することはできません。

(7) 発注者との調整の中で、企画提案内容に変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者との協議の上、対応することとします。

10 問合せ、提出先

〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘 9-1 神奈川県立青少年センター内

かながわ伝統祭実行委員会事務局（神奈川県国際文化観光局文化課紅葉ヶ丘駐在事務所内）

担当 藤岡

電話 045-263-4475（直通）

ファクシミリ 045-241-7088

E-mail seishonen.c.kikaku@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/dentougeinou/saijikiinfo2020.html>

※ 参加意思表明書、質問、企画提案書の提出方法がいずれの場合も、17 時までに受領した場合は当日中に、17 時以降に受領した場合は、翌日受領した旨の連絡をします。当該連絡がない場合はお問い合わせください。